

永住者在留資格における身元保証人について

アンジュ行政書士法務事務所
03-4400-6758

外国人が日本で永住申請をするには、定職に就いている日本人か永住者に身元保証人になっていただく必要がございます。

身元保証人は次の三つを保障することになります。

1. 滞 在 費
2. 帰 国 旅 費
3. 法令の遵守

この保証は本人に代わり支払いをする保証ではなく、道義的な責任です。具体的には、仮に被保証人に問題が起きた場合にも、入管から「滞在費を払え」「帰国するための飛行機代を払え」「なぜ法令を遵守させなかった」等と言われることはありません。あくまでも道義的な責任に過ぎませんので、法律的に代わりに責任を負うことはありません。一種の推薦状とご理解ください。

ただし、仮に被保証人に問題が生じた場合に、身元保証人が道義的責任を果たせなかったと見られる場合には、今後は他の外国人に対する入管法上の身元保証人になることが困難になる可能性がありますのでご注意ください。また、入管から申請者本人と連絡がつかない場合には身元保証人に対して連絡して貰えないか問い合わせることがあります。

-お問合せ先-

東京入管永住審査部門 03-5796-7255

大阪入管永住審査部門 06-4703-2190

名古屋入管永住審査部門 052-559-2120